

生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「旅客運賃等」を「旅客運賃又は1キロメートル当たりの定額」に改める。

第15条中「又は実費額」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、私有の自家用自動車を旅行に使用することについて任命権者の許可を受けた職員が当該許可に係る自家用自動車を使用して旅行した場合には、車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。
- 3 前項の車賃は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第16条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市役所を中心として半径50キロメートル以内にある市町村へ出張する場合の日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、別表の定額の2分の1に相当する額とする。

第16条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、奈良県内の市町村又は本市に隣接する奈良県外の市若しくは町へ出張する場合には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、日当を支給しない。

第17条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第20条第1項中「実費」の次に「並びに第15条第2項の車賃」を加え、同条第2項中「別表第2に定める日当」を「、日当として別表の定額の2分の1に相当する額」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第16条、第17条、第20条関係）

区 分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
特別職の職員	2,800円	14,000円
一般職の職員	2,200円	11,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市職員の旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に旅行する場合について適用し、同日前に旅行した場合については、なお従前の例による。

（生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 3 生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「団長及び副団長については7、8、9級相当職、分団長及び副分団長については3、4、5、6級相当職、その他の団員については1、2級相当職」を「団員を一般職の職員」に改める。

○お問い合わせ先 職員課給与係（内線246）